

<p style="color: red; text-align: center;"><b>平成22年度の入所の申込みに必要な書類一覧表</b></p> <p style="text-align: center;">(○がついている書類を必ず提出ください。)</p> <p>※申込み用紙一式は子育て対策課、各地域総合局市民福祉課又は市内各保育所にあります。 甲州市ホームページから6の口座振替依頼書を除き、各申請書がダウンロードできます。</p>	新規 入所	継続 入所
<p><b>1 保育所入所申込書</b> (希望する保育所等、必要事項を記入してください) ※児童1人につき1枚必要です。</p>	○	不要
<p><b>2 継続児童保育所入所調査票</b> ※継続入所の場合</p>	不要	○
<p><b>3 家庭状況申立書</b> (世帯の状況)</p>	○	○
<p><b>4 保育にあたれない証明書</b> 父・母それぞれ①又は②の証明書を提出してください。同居している祖父母が児童の保育にあたれない場合には祖父・祖母それぞれの分も必要です。 ※65歳(入所日現在)以上の方は、証明書の提出は不要です。</p> <p><b>①働いている場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所から証明をとり提出してください。 (事業所名はゴム印で印は社印をお願いします。ゴム印社印どちらか一方でも可) ※ 社会保険証(被用者本人のもの)の写しを提出いただく場合は、この証明書の提出は不要です。(国保は不可)</li> <li>・ 自営業、農業従事者の方は<u>住所地</u>の民生児童委員より証明をいただいでください。</li> </ul> <p><b>②働いていない場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日の確認できるページ)</li> <li>・ 障害手帳の写し・<u>病気により保育ができない場合は医師の証明</u></li> <li>・ <u>家族の看護等により保育ができない場合は民生児童委員より証明と看護の内容が分かる書類を提出してください。</u> ※地元の民生児童委員が分からない場合には子育て対策課へお問合せください。</li> </ul>	○	○
<p><b>5 源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し(平成21年中所得に対するもの)</b> 父・母それぞれ源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し等を提出してください。なお祖父母の収入により生計を立てている場合は、祖父又は祖母分が必要になる場合があります。 <b>&lt;市町村民税課税証明書の提出が必要な場合&gt;</b> ※平成21年1月2日以降に甲州市へ転入し、父・母の所得税がそれぞれ非課税(0円)の場合には、平成21年1月1日に住民票のあった市町村から、平成20年中の所得に対する平成21年度市町村民税課税(非課税)証明書をとり提出してください。</p>	○	○
<p><b>6 甲州市口座振替依頼書(3枚複写)</b> 次の金融機関の指定口座から保育料を毎月25日に振替致します。 (振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日に振替) ◇ 山梨中央銀行 本・支店 ◇ 甲府信用金庫 本・支店 ◇ 山梨信用金庫 本・支店 ◇ 山梨県民信用組合 本・支店 ◇ フルーツ山梨農業共同組合 本・支所 ◇ ゆうちよ銀行(旧郵便局) なお、口座振替ができなかった場合は、翌月まとめて2ヶ月分は口座振替できません。納付書をお送りしますので上記金融機関(ゆうちょ銀行を除く)で納期限まで納付をお願いします。</p>	○	不要